

令和 8 年度
常総市公共交通活性化協議会

第 1 回会議資料

令和 8 年 6 月 2 2 日

目次

報告第1号	令和7年度事業報告について	1 ページ
認定第1号	令和7年度歳入歳出決算について	2 ページ
議案第1号	令和8年度事業計画（案）について	4 ページ
議案第2号	令和8年度歳入歳出予算（案）について	5 ページ
（参考）	常総市公共交通活性化協議会規約	9 ページ

令和 7 年度事業報告について

期 日	会 場	区 分	会 議 等 の 内 容
令和 7 年 6 月 19 日	常総市役所	第 1 回 会議	・ 令和 6 年度事業報告について ・ 令和 6 年度歳入歳出決算について ・ 令和 7 年度事業計画（案）について ・ 令和 7 年度歳入歳出予算（案）について ・ 令和 7 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金・地域公共交通計画の変更について ・ 令和 8 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金・地域公共交通計画の認定について ・ 規約の改正について ・ 予約型乗合交通ふれあい号の利用状況について ・ コミュニティバス JOYBUS の利用状況について ・ 常総市公共交通基礎調査等支援業務について
10 月 21 日	常総市役所	第 2 回 会議	・ 常総市地域公共交通計画の変更について ・ 常総市公共交通基礎調査等支援業務について ① アンケート調査について ② 事業者ヒアリングについて ③ コミュニティバスの利用状況について ④ ふれあい号の利用状況について ・ JOYBUS お試し乗車券の実績について ・ 坂東市コミュニティバスの乗り入れ案について
12 月 23 日	常総市役所	第 3 回 会議	・ 常総市地域公共交通計画の変更について ・ 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（案）について
令和 8 年 2 月 17 日	常総市役所	第 4 回 会議	・ 地域公共交通調査等事業について ・ 公共交通の再編案について

令和 7 年度歳入歳出決算報告

歳入の部

(単位：円)

科 目	予算現額 (A)	収入済額 (B)	増減額 (B) - (A)	説 明
1 負 担 金	5,600,000	3,827,903	△1,772,097	常総市負担金 概算払い 5,600,000 円 精算 △1,772,097 円
2 補 助 金	9,492,000	7,703,000	△1,789,000	国補助金 地域公共交通確保維持改善事業費 補助金 (フィーダー系統補助金) 6,469,000 円 (調査事業補助金) 1,234,000 円
3 繰 越 金	0	0	0	
4 雑 入	1,000	8,291	7,291	預金利子
合 計	15,093,000	11,539,194	△3,553,806	

歳出の部

(単位：円)

科 目	予算現額 (A)	支出済額 (B)	不用額 (A) - (B)	説 明
1 会 議 費	10,000	0	10,000	
2 事 務 費	81,000	29,782	51,218	封筒, 切手代等
3 事 業 費	5,500,000	3,806,412	1,693,588	常総市公共交通基礎調査等支援業 務委託, バス利用促進啓発費等
4 諸支出金	9,492,000	7,703,000	1,789,000	地域公共交通確保維持改善事業費 補助金 (フィーダー系統補助金, 調査事業補助金) の常総市一般会 計への繰入
5 予 備 費	10,000	0	10,000	
合 計	15,093,000	11,539,194	3,553,806	

収入済額 11,539,194 円

支出済額 11,539,194 円

差引残金 0 円

決 算 監 査 意 見 書

監査に付された令和7年度常総市公共交通活性化協議会歳入歳出決算については、関係諸帳簿及び証拠書類と照合審査した結果、計数に誤りなくすべて正当であると認めた。

令和8年6月5日

監 事 シルバークラブ連絡協議会会長

高橋 智子 

令和8年6月5日

監 事 常総市商工会事務局長

浅野 東成 

令和 8 年度事業計画（案）について

【基本方針】

道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、地域における需要に応じた住民生活に必要なバス、タクシー等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図るため、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項に関する協議及び実施に係る連絡調整等を行う。

1. 常総市地域公共交通計画に基づき、当市の公共交通の活性化に向けた協議及び交通政策の推進を行う。
2. 地域の実情に応じた適切な旅客運送の形態、運賃、及び料金等のほか、道路運送法に基づく一般旅客自動車運送事業に関する協議を行う。

【事業概要】

1. 次期地域公共交通計画の策定

地域公共交通確保維持改善事業費補助金（調査事業補助金）を活用し、次期計画の策定を行う。なお、策定に当たっては、「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりの実現を目指す「常総市立地適正化計画」の見直しと一体的に進める。

2. 地域公共交通確保維持改善事業の認定申請及び事業評価

予約型乗合交通ふれあい号に活用している地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー補助）に関する協議及び国への認定申請を行う。また、申請に基づき実施した事業に対する評価を行う。

3. 公共交通の段階的な再編

令和 8 年秋にコミュニティバスの利用実績に応じて一部のルートを休止する。また、ルートの休止に伴い、ふれあい号の一台増車を検討する。さらに、休止後の利用状況を一定期間確認した上で、ルート廃止を含めた公共交通の再編を検討する。

4. 広域的な移動手段の検討

市町村間をまたぐ広域的な公共交通体系の確保に向け、鉄道や路線バスを維持・活性化するための乗り継ぎ利便性の向上と利用促進策を検討する。

5. コミュニティバスの利用促進

コミュニティバスについて、周知活動や利用促進の取組を検討する。

令和8年度歳入歳出予算（案）について

歳入の部

(単位:円)

科 目	本年度 予算額 (A)	前年度 予算額 (B)	比較増減 (A)-(B)	摘 要
1 負 担 金	6,100,000	5,600,000	500,000	常総市負担金
2 補 助 金	7,368,000	9,492,000	△2,124,000	国補助金 地域公共交通確保維持改 善事業費補助金 (フィーダー系統補助金) 6,469,000 円 (地域公共交通調査事業 補助金) 899,000 円
3 繰 越 金	0	0	0	
4 諸 収 入	8,000	1,000	7,000	預金利子等
合 計	13,476,000	15,093,000	△1,617,000	

歳出の部

(単位:円)

科 目	本年度 予算額 (A)	前年度 予算額 (B)	比較増減 (A)-(B)	摘 要
1 会 議 費	10,000	10,000	0	
2 事 務 費	81,000	81,000	0	
3 事 業 費	6,000,000	5,500,000	500,000	常総市地域公共交通計画 策定業務
4 諸 支 出 金	7,368,000	9,492,000	△2,124,000	常総市一般会計へ繰入 地域公共交通確保維持改 善事業費補助金
5 予 備 費	17,000	10,000	7,000	
合 計	13,476,000	15,093,000	△1,617,000	

※最終的な予算と決算の差額は、市に戻入れをします。

常総市公共交通活性化協議会規約

(目的)

第1条 常総市公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域における需要に応じた住民生活に必要なバス、タクシー等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図るため、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うため設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を茨城県常総市水海道諏訪町3222番地3に置く。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 本市の公共交通政策の推進に関すること
- (2) 地域の実情に応じた適切な旅客運送の形態、運賃、及び料金等に関すること
- (3) 道路運送法に基づく一般旅客自動車運送事業に関すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと

(協議会の委員)

第4条 協議会の委員は次に掲げる者とし、25人以内で組織する。

- (1) 市民又は公共交通の利用者の代表
- (2) 常総市議会の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) 国及び県の関係行政機関の代表者
- (5) 鉄道事業者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- (8) 商工会の会長又はその指名する者
- (9) 市長又は市長が指名する市職員
- (10) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は委嘱された日が属する会計年度の翌年度3月31日までとし、再任を妨げない。ただし、補欠又は増員により委嘱された委員の任期は、前任者又は現任者の

残任期間とする。

- 2 委員は、任期満了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行う。
- 3 初年度における委員の任期については、前項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選によって選出する。

- 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長が決定する。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 前5項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第9条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第10条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じて協議会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第 1 1 条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、常総市公共交通担当課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第 1 2 条 協議会の運営に要する経費は、常総市からの負担金、国からの補助金、繰越金、その他の収入をもって充てる。

(監査)

第 1 3 条 協議会に監査委員を 2 名置く。

2 協議会の出納監査は、会長が別に定めた委嘱する監査委員によって行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第 1 4 条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第 1 5 条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(守秘義務)

第 1 6 条 委員は、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第 1 7 条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 2 0 年 1 0 月 3 0 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 2 0 年 1 2 月 2 4 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年 6月18日から施行する。

附 則

この規約は、平成31年 4月 1日から施行する。

附 則

この規約は、令和 2年 7月22日から施行する。

附 則

この規約は、令和 3年 6月25日から施行する。

附 則

この規約は、令和 7年 6月19日から施行する。